

大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和7年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第11号

大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
職	区分	職	区分
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>危機管理監</u> 経営管理部長 総務部長 広域事業部長 水道事業部長	(略)	経営管理部長 事業管理部長	(略)
経営管理部経営企画課長 経営管理部広域連携課長 総務部危機管理課長 総務部総務課長 総務部財務課長 広域事業部技術管理課長 広域事業部事業推進課長 水道事業部水道事業企画課長 水道事業部水道事業推進課長 村野浄水場長 庭窪浄水場長 送水管理センター所長 北部水道事業所長 東部水道事業所長 南部水道事業所長 水質管理センター所長 岸和田水道センター所長 八尾水道センター所長 富田林水道センター所長	(略)	<u>危機管理監</u> 経営戦略担当部長 経営管理部危機管理課長 経営管理部経営企画課長 経営管理部広域連携課長 経営管理部広域調整課長 経営管理部総務課長 経営管理部財務課長 事業管理部技術管理課長 事業管理部工務課長 村野浄水場長 庭窪浄水場長 送水管理センター所長 北部水道事業所長 東部水道事業所長 南部水道事業所長 水質管理センター所長	(略)
技術長 理事 経営管理部副理事	(略)	技術長 理事 経営管理部副理事	(略)

<p>経営管理部経営企画課参事 総務部総務課参事</p> <p>総務部財務課参事 広域事業部副理事 水道事業部水道事業企画課参事</p> <p>村野浄水場次長 庭窪浄水場次長 送水管理センター次長 北部水道事業所次長 東部水道事業所次長 南部水道事業所次長 岸和田水道センター次長 八尾水道センター次長 富田林水道センター次長 柏原水道センター所長 柏原水道センター次長 高石水道センター所長 藤井寺水道センター所長 泉南水道センター所長 四條畷水道センター所長 大阪狭山水道センター所長 阪南水道センター所長</p>		<p>事業管理部副理事 経営管理部経営企画課参事 経営管理部総務課参事 経営管理部財務課会計官 経営管理部財務課参事</p> <p>村野浄水場次長 庭窪浄水場次長 送水管理センター次長 北部水道事業所次長 東部水道事業所次長 南部水道事業所次長</p> <p>藤井寺水道センター所長 泉南水道センター所長 四條畷水道センター所長 大阪狭山水道センター所長 阪南水道センター所長</p>	
<p>村野浄水場浄水管理室長 村野浄水場建設整備室長 庭窪浄水場浄水管理室長</p> <p>岸和田水道センター参事 八尾水道センター参事 八尾水道センター総務課長 八尾水道センターお客さまサービス課長 八尾水道センター施設整備課長 富田林水道センター参事</p>	(略)	<p>村野浄水場浄水管理室長 村野浄水場建設整備室長 庭窪浄水場浄水管理室長 南部水道事業所建設整備室長</p>	(略)
<p>八尾水道センター課長補佐（企業長が定めるものに限る。） 富田林水道センター総務課長 柏原水道センター総務課長 柏原水道センター工務課長</p> <p>大阪狭山水道センター総務課長 大阪狭山水道センター工務課長</p> <p>南河内地域水道センター所長</p>	(略)	<p>藤井寺水道センター工務課長 大阪狭山水道センター総務課長</p> <p>阪南水道センター工務課長 太子水道センター所長 河南水道センター所長</p>	(略)
<p>岸和田水道センター課長補佐 富田林水道センター課長補佐 柏原水道センター課長補佐 高石水道センター所長補佐（企業長が</p>	(略)		(略)

定めるものに限る。)

河南水道センター所長補佐

別表第2 (第3条関係)

職務の級	区分	管理職手当の月額
(略)	(略)	(略)
6級	5種	62,300円
	(略)	(略)

別表第3 (第3条関係)

職務の級	区分	管理職手当の月額
(略)	(略)	(略)
6級	5種	48,200円
	(略)	(略)

別表第2 (第3条関係)

職務の級	区分	管理職手当の月額
(略)	(略)	(略)
6級	(略)	(略)

別表第3 (第3条関係)

職務の級	区分	管理職手当の月額
(略)	(略)	(略)
6級	(略)	(略)

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。